

○ 介護老人保健施設に関して広告できる事項について（平成13年 2月22日老振発第10号）（抄）

新	旧
介護老人保健施設に関する広告については、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十八条の規定により制限が設けられており、同条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を広告できるほか、同項第三号により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなっている。 また、広告できる事項として厚生労働大臣の定めるものについて平成十一年三月厚生省告示第九十七号（厚生労働大臣の定める介護老人保健施設が広告し得る事項）により、介護老人保健施設に関して、法第九十八条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるもののほか、次の事項について広告できるとされている。 (1) 施設及び構造設備に関する事項 (2) 職員の配置員数 (3) 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。） (4) 利用料の内容 具体的な取扱いについては、左記のとおりであるので留意されたい。 記 1・2 （略） 3 提供されるサービスの種類及び内容 (1)～(3) （略） (4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院又は診療所の名称について広告できること。 (5)・(6) （略） 4・5 （略）	介護老人保健施設に関する広告については、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十八条の規定により制限が設けられており、同条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を広告できるほか、同項第三号により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなっている。 また、広告できる事項として厚生労働大臣の定めるものについて平成十一年三月厚生省告示第九十七号（厚生労働大臣の定める介護老人保健施設が広告し得る事項）により、介護老人保健施設に関して、法第九十八条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるもののほか、次の事項について広告できるとされている。 (1) 施設及び構造設備に関する事項 (2) 職員の配置員数 (3) 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。） (4) 利用料の内容 具体的な取扱いについては、左記のとおりであるので留意されたい。 記 1・2 （略） 3 提供されるサービスの種類及び内容 (1)～(3) （略） (4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>、病院又は診療所の名称について広告できること。 (5)・(6) （略） 4・5 （略）